経 済 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年２月 20 日（木）
　　午前 10 時
場所　第２委員会室）

○　所管事項の報告について

１　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

２　八戸市中央卸売市場条例の一部改正（案）の概要について

３　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築本棟工事請負の一部変更契約の締結について

４　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事請負の一部変更契約の締結について

５　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事請負の一部変更契約の締結について

６　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

７　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

８　地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について

経　済　協　議　会　資　料
令　和　２　年　２　月　２０　日
商工労働観光部　産業労政課

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

１　協議内容

青森県新産業都市建設事業団運営の令和２年度における一般管理費の設置団体の負担額を定めるため、「青森県新産業都市建設事業団事業計画」の一部変更について設置団体と協議するもの。

２　事業計画の一部変更の内容

「青森県新産業都市建設事業団事業計画」における令和２年度の一般管理費負担額を次のとおりとするもの。

設置団体	令和２年度において負担する額	負担割合
青　森　県	２，８８０，０００円	１／２
八　戸　市	１，６７４，０００円	１／２ ・均等割分（10%） ・基準財政需要額割分（60%） ・委託事業費割分（30%）
十和田市	３２９，０００円	
三　沢　市	２０２，０００円	
六　戸　町	９５，０００円	
東　北　町	１５０，０００円	
おいらせ町	１４１，０００円	
五　戸　町	１３８，０００円	
南　部　町	１５１，０００円	
計	５，７６０，０００円	

【参考：平成 31 年度負担額】

負担額計　　６，４０４，０００円

　うち八戸市　　１，８３９，０００円

経 済 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ２ 月 ２ ０ 日
農林水産部中央卸売市場

八戸市中央卸売市場条例の一部改正（案）の概要について

１．改正の理由

卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場における卸売業務の許可、売買取引及び決済の方法等について所要の改正をし、卸売業者の委託手数料に係る届出等の義務を緩和するためのものである。

２．改正の主な内容

（1）卸売業務の許可等について

改正卸売市場法では、卸売業者と仲卸業者について定義のみ規定され、業務許可に関する規定が廃止された。しかし、開設者（市長）は遵守事項を卸売業者等に遵守させるために必要な体制を求められていることから、市長による許可制度（5年更新）とし、必要な規定を追加する。

	改正前	改正後
卸売業者	農林水産大臣による許可	市長による許可（5年更新）
仲卸業者	市長による許可	市長による許可（5年更新）

（2）売買取引及び決済の方法等について

改正卸売市場法により、開設者（市長）による取引参加者等への差別的取り扱いの禁止、卸売業者による売買取引条件の公表、市場における決済の方法及び取引参加者の決済の確保等について、新たな遵守事項となったことから規定を追加する。

（3）卸売業者の委託手数料に係る届出等の義務の緩和等について

委託手数料及び受託契約約款に関する規定等ついては、改正卸売市場法では廃止されたこと等により規定を削除する。

（4）維持する規定について（その他の取引ルール）

改正卸売市場法により、廃止された4つの規制（第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、直荷引きの原則禁止、自己買受の禁止）については、公正かつ安定的に業務運営を行うため、引き続き規定を維持する。

３．施行期日

令和2年6月21日

４．今後の予定

令和2年3月議会へ提案　（農林水産省へ認定申請）

（参考資料）

改正卸売市場法の概要について

1　改正卸売市場法の目的

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることを鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び県知事によるその認定に関する措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

2　改正・施行の時期

平成30年6月22日公布。令和2年6月21日施行。

3　改正された主な内容

		改正前	改正後
（1）基本的考え方		・卸売市場の計画的整備 ・卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める	・卸売市場を含めた食品流通の合理化 ・生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進
（2）国の役割		・卸売市場の整備促進 ・適正かつ健全な運営の確保	・生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査監督する ・流通合理化の取り組みを進めようとする場合、その計画を認定し支援する ・不公正取引の把握のための調査等を充実する
(3)開設主体（中央卸売市場の場合）		都道府県、人口 20 万以上の市	民間含め制限なし
(4)国の関与	中央卸売市場	開設区域を定め、国が**認可**（*） （*認可を受けなければ開設不可）	国が**認定**（**）、開設区域の定めなし （**優れた取り組みを国が認める）
	卸売業者	国が業務許可、指導、監督	定義のみを明記
	せり人	法に明記	
(5)公正な取引環境の確保	①売買取引の原則	○法で規制	○引き続き**「共通の取引ルール」**として遵守 ※開設者による取引参加者等への差別的取り扱いの禁止については、**新「共通ルール」**となる
	②差別的取扱いの禁止		
	③売買取引の方法		
	④受託拒否の禁止		
	⑤売買取引結果等の公表		
	⑥売買取引の条件の公表		○**新「共通の取引ルール」**として遵守
	⑦決済の確保		
	⑧第三者販売の原則禁止	○法で規制	**△原則廃止**（その他の取引ルール） ※市場ごとに、関係者の意見を聴くなどの手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる
	⑨商物一致の原則		
	⑩直荷引きの原則禁止		
	⑪自己買受の禁止		

経 済 協 議 会 資 料 令和２年２月 20 日 農 林 水 産 部 水 産 事 務 所

小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築本棟工事請負の一部変更契約の締結について
小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事請負の一部変更契約の締結について
小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事請負の一部変更契約の締結について

１ 本棟工事

（１）工 事 名　　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築本棟工事

（２）契 約 者　　穂積・石上特定建設工事共同企業体

（３）変更内容

①期間

変更前　令和元年８月６日から令和２年３月 31 日まで（239 日間）

変更後　令和元年８月６日から令和２年 11 月 27 日まで（480 日間）

増　減　241 日間延長

②契約額

変更前　1,944,800,000 円

変更後　2,051,995,000 円

増　減　107,195,000 円（5.5%）の増額

（４）変更理由

①期間

事業計画に関し、国（水産庁）と協議が整ったため、工事期間を変更するもの

②契約額

・地中障害物撤去による増工

・既設排水路撤去による増工

２ 電気設備工事

（１）工 事 名　　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事

（２）契 約 者　　京谷・日進・大成特定建設工事共同企業体

（３）変更内容

変更前　令和元年８月６日から令和２年３月 31 日まで（239 日間）

変更後　令和元年８月６日から令和２年 11 月 27 日まで（480 日間）

増　減　241 日間延長

（４）変更理由

本棟工事の工期延長により変更するもの

３ 機械設備工事

（１）工 事 名　　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事

（２）契 約 者　　西浦・テクノ・葵特定建設工事共同企業体

（３）変更内容

変更前　令和元年８月６日から令和２年３月 31 日まで（239 日間）

変更後　令和元年８月６日から令和２年 11 月 27 日まで（480 日間）

増　減　241 日間延長

（４）変更理由

本棟工事の工期延長により変更するもの

経 済 協 議 会 資 料
令和２年２月 20 日
農　林　水　産　部
水　産　事　務　所

小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

１ 電気設備工事

（１）工 事 名　　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築電気設備工事

（２）契 約 者　　京谷・日進・大成特定建設工事共同企業体

（３）専決処分の理由

契約額に変更が生じたため、地方自治法第 180 条第１項に基づき、専決処分したもの

（４）契約額

変更前　369,050,000 円

変更後　374,484,000 円

増　減　　5,434,000 円（1.4％）の増額

（５）変更理由

照明器具等の仕様変更

２ 機械設備工事

（１）工 事 名　　小中野地区荷さばき所Ｄ棟改築機械設備工事

（２）契 約 者　　西浦・テクノ・葵特定建設工事共同企業体

（３）専決処分の理由

契約額に変更が生じたため、地方自治法第 180 条第１項に基づき、専決処分したもの

（４）契約額

変更前　423,500,000 円

変更後　418,891,000 円

増　減　　4,609,000 円（-1.1％）の減額

（５）変更理由

給水設備等の仕様変更

経 済 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ２ 月 ２ ０ 日
農林水産部水産事務所

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について

１．改正の理由

卸売市場法の一部改正に伴い、魚市場における卸売業務の許可、売買取引及び決済の方法等について定め、その他所要の改正をするためのもの。

２．改正の主な内容

(1) 卸売業務の許可等について

改正卸売市場法では、卸売業者について定義のみ規定され、知事による業務許可に関する規定が廃止される。しかし、開設者（市長）は遵守事項を卸売業者等に遵守させるために必要な体制を求められていることから、市長による許可制度とし、必要な規定を追加する。

	改正前	改正後
卸売業者	青森県知事による許可	市長による許可
せり人	青森県知事へ届出	市長へ届出

(2) 売買取引及び決済の方法等について

改正卸売市場法により、開設者（市長）及び卸売業者による取引参加者等への差別的取り扱いの禁止、卸売業者による売買取引条件の公表、市場における決済の方法及び取引参加者の決済の確保等について、新たな遵守事項となったことから規定を追加する。

(3) 維持する規定について（その他の取引ルール）

改正卸売市場法により、廃止された４つの規制（第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、直荷引きの原則禁止、自己買受の禁止）については、公正かつ安定的に業務運営を行うため、引き続き規定を維持する。

(4) 魚市場の面積等

改正卸売市場法においては、市場の位置及び面積等は必須規定事項ではないが、公施設管理の観点から魚市場の名称及び位置のみを条例において規定する。

(5) その他（改正卸売市場法に係るもの以外）

使用料の一部の削除及び一部を変更する。

３．施行期日

令和２年６月２１日（※同日付で青森県地方卸売市場条例は廃止予定）

４．今後の予定

令和２年３月議会定例会へ提案（議決後、青森県知事へ認定申請）

（参考資料）

改正卸売市場法の概要について

１　改正卸売市場法の目的

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることを鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び県知事によるその認定に関する措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

２　改正・施行の時期

平成 30 年６月 22 日公布。令和２年６月 21 日施行。

３　改正された主な内容

		改正前	改正後
(1)基本的考え方		・卸売市場の計画的整備 ・卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める	・卸売市場を含めた食品流通の合理化 ・生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進
(2)県の役割		・卸売市場の整備促進 ・適正かつ健全な運営の確保	・生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査監督する ・流通合理化の取り組みを進めようとする場合、その計画を認定し支援する ・不公正取引の把握のための調査等を充実する
(3)開設主体（地方卸売市場の場合）		民間含め制限なし	同左（変更なし）
(4)県の関与	地方卸売市場	県が**許可**	県が**認定**
	卸売業者	県が業務許可、指導、監督	定義のみを明記
	せり人	規定なし（県条例に明記）	
(5)公正な取引環境の確保	①売買取引の原則	○法で規制	○引き続き**「共通の取引ルール」**として遵守 ※④受託拒否の禁止は中央卸売市場のみ
	②差別的取扱いの禁止		
	③売買取引の方法		
	~~④受託拒否の禁止~~　※		
	⑤売買取引結果等の公表		
	⑥売買取引の条件の公表		○新**「共通の取引ルール」**として遵守
	⑦決済の確保		
	⑧第三者販売の原則禁止	○法で規制	**△原則廃止**（その他の取引ルール） ※市場ごとに、関係者の意見を聴くなどの手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる
	⑨商物一致の原則		
	⑩直荷引きの原則禁止		
	⑪自己買受の禁止		